

新しい児童処遇の理論と実践

—パーマネンシーとアイデンティティーを追及して—

平田 美智子

The New Theory and Practice of Child Placement

—For Permanency and Identity Formation—

Michiko Hirata

児童養護施設などを卒園し社会に出る子どもの自立支援を考える際重要なのは、子どもの自立心、人間関係を築く能力、自分自身に対する自信を伸張することであるが、いかにしたら精神的自立を助ける援助ができるか、欧米の児童処遇の実践理論と技術を参考に日本での援用を考えてみた。欧米では家庭外での保護を要する子どもの処遇で大切な2本の柱に、パーマネンスの感覚とアイデンティティーの確立が挙げられる。この理念の背景には、実親から離れて暮らす子どもの心理的ニーズ、別離と喪失へのケア、アタッチメント（愛着）関係の形成というニーズを満たすことが重要であるという心理学理論がある。そこで、アメリカの2つの機関で取り組む実践技術を、このパーマネンシーとアイデンティティーの理論に当てはめて具体的に紹介した。さらに、パーマネンシーには養子縁組里親を、アイデンティティーには親子の交流を中心に日本への援用を考察した。最後に、こうした理論と実践の実現には、すぐれたソーシャルワーク、ケアワークが欠かせないことを確認した。

キーワード パーマネンシー、アイデンティティー、アタッチメント（愛着）関係

1 はじめに

子どもが心身共に健やかに育ち、自信を持って社会に出て自立していくようその発達を見守るのが大人の義務である。自分の家庭で育つ場合であっても、家庭内の親子関係、同胞関係で葛藤を抱える子どもが少なくないのだが、様々な理由で家庭外において育つ子どもは対人関係の基本を学ぶ上でより大きな困難を抱えることが想像できる。

日本の児童養護施設に生活する子どもの多くは、思春期に入ると、職員や子どもとの間で衝突を起こし、様々な問題行動を呈することが報告される。施設職員は、個々の問題解決に奔走するが、

有効な対応策はなかなかみつからず、体系的・普遍的な養護理論・実践技術も十分に蓄積されてはこなかった。18歳になり、退所年齢を迎えた子どもは、心から信用できる大人に一人も出会わず、糸の切れた凧のように社会の大海上に放り出される危険もある。子どもの真の自立を目指して、熱心に養護に取り組む施設職員からは、施設養護の専門性を検証する試みが繰り返されており¹⁾、施設養護より里親のような家庭養護を推進する専門家からは、施設養護の限界を唱える意見が出されている²⁾。本稿は、施設養護を否定する意図で書かれたものではないが、一人ひとりの子どもの

ニーズに合った処遇先がまず考えられるべきであるという立場に立ち、施設・里親を問わず家庭以外の場で育つ子どもの発達をいかに保障するかを考察してみたい。

日本では児童養護施設の専門性、質の高さを議論する際に、職員一人につき担当児童数が幾人である、児童一人のプライベートな空間はどれくらいの大きさであるなど、物理的・数量的な物差しが主に使われてきた。子どもの身体的ニーズを重視した基準のみでは、現在増えつつある、虐待を受け、十分な世話をされずに育った背景をもち、傷ついた心を抱えたまま児童養護施設で暮らす子どもの心理的ニーズがどの程度充足されているかを判断することは難しい。とりわけ、子どもが自分の身の上にふりかかった過去の困難を振り返り、自分の存在価値を見出して、未来に希望を抱いてたくましく生きていくように援助していくにはどうしたらよいか、という問いに答えることは困難の極みである。

そこで、本稿では欧米の調査研究や実践から導き出された児童処遇の理念・実践例を参考に、日本での援用を考察してみる。

2 パーマネンシーとアイデンティティー

ソブン (J. Thoburn) は、実親に育てられなかった子どもの調査を分析した結果から、子どもを幸福に導く決定的な条件が2つあると指摘している。「第一に、自分は家族に愛され、家族の一員であることに誇りを感じているという点である。第二に、生まれてきてから関わった実親や親戚など大切な人々とのつながりをもち続けることにより確立されるアイデンティティーである」³⁾。前者を、「パーマネンシー（永続性）の感覚」、後者を「アイデンティティーの確立」として、要養護児童の持つ固有のニーズとして処遇を考える際、常に考慮しなくてはならないと主張する。

子どもがパーマネンシーの感覚を得るには、まず「安全」が確保され、所属する「場」があり、家庭生活を送ること、そこで愛され、愛することを経験することが重要である。現在の日本の施設養護では、集団の単位が大きいことや職員の交代などから、家庭生活を送ること、さらにそこで一人以上の特定の大人に十分愛され、尊重され、自身を価値ある存在であると認められる経験を子どもは持ちにくい。生まれてから幼少期にかけ、ありのままの自分を丸ごと受け入れてくれたという実感がもてないまま育つと、子どもは将来、安定した人間関係を形成することが難しい。

ボウルビイを始め多くの発達心理学者は、親や親に代わる養育者とのアタッチメント関係が安定していると、安定したパーソナリティーを発展させ、友だち、異性のパートナーとも良好な関係を結ぶことが多い、と提唱してきた。反対に、幼少期に親やきょうだいとの関係が不安定で疎遠なものであった場合、対人関係に悩むことが多く、将来、安定した家庭生活・親子関係を築くことがむずかしいとされている⁴⁾。

ボウルビイは、乳幼児が親から引き離された際に生じる、分離不安、喪失体験について鋭い観察を行った。そして、「生後3年間に経験した長期的な親との離別は、子どもに永久的な離脱感を生み出す可能性がある」と指摘している。すなわち、親という心の安全基地を持たない子どもは他者に働きかける力が乏しく、他者を理解し、他者に共感する能力を伸ばすことができない。内に親や大人に対する怒りをため、その怒りを里親や施設職員にぶつけ、他者を信頼することができず、自尊心を高めることができない⁵⁾。施設や里親で暮らす子どもを援助するワーカーは、思春期の子どもの問題行動を矯正する前に、子どもの心理的ニーズ、発達のニーズについてまず思いをめぐらすべきである。子どもの心が十分満たされ落ち着くと、

他者に共感できるようになり、自分の行動についても気づくようになる。

一方、アイデンティティの確立は、子どもが青年期にかけ、自分はどのような役割を選ぶか、どのような人物になりたいか、どのような仲間と同じであるか、あるいは違うか、など自分自身の固有性に関して悩む作業である。思春期はたとえ親やきょうだいと一緒に生活していても、迷いが多く不安定になる時期であるが、家族から離れて暮らす子どもは、確固としたアイデンティティの確立に一層手間取る。ソブンは、実親と離れて暮らす、保護を受けている子どものアイデンティティの確立には、「自分の家族や過去の人間関係を知り、実家族など重要な人間関係を大切にし、ありのままの自分をそこで受け入れてもらうことが条件となってくる」と述べている⁶⁾。自分の親の特徴、得意分野、好み、職業、宗教、家庭生活などを知ることは、現在の自分、さらに将来の自分を知ることにつながる。施設や里親で長期にわたって暮らす子どもの場合、定期的に親と交流することは子どもの精神的安定、パーマネンシーの感覚、アイデンティティの確立を推し進めるために有益である。アメリカの里親家庭に暮らす子どものケースから、子どもは幼少期に親や里親、仲間たちと安定したアタッチメント関係を確立すべきで、次にアタッチメントの対象者と自己を同一化し、さらに思春期にかけて自分自身固有のアイデンティティを確立していくことが重視されている。その際、実親との交流は常に重要であり、直接会えなくても手紙やその他の手段で実家庭の情報をできるだけ子どもに与えることが、ソーシャルワーカーとして大切な役目である、と述べている⁷⁾。

3 アメリカの実践モデル

実親と離れ、施設や里親で暮らす子どもたちが

真の意味で精神的に自立し、自信を持って社会に出ていくためには、子どもたちに「パーマネンシーの感覚」と「アイデンティティの確立」を保障することが条件であるが、具体的にはどのようにこれらの理念を実践に移していったらよいのであろうか。次に、筆者が2001年に訪問したアメリカ、ワシントン州にある民間機関の実践を紹介しながら、日本で参考になる点を挙げてみたい。

(1) ルーテル・ソーシャル・サービスの里親サービス（コンカレント・プランニング）

子どもの「パーマネンシーの感覚」を保障するという考え方は、アメリカで1970年代に「パーマネンシー・プランニング」として始まり、後にヨーロッパに広まった。当初、「パーマネンシー・プランニング」とは、「一定の短期間に目標を決めて、愛情あふれる親または養育者と継続的な関係を保ち続けられる家庭で子どもが生活できるように援助していく組織的なプロセス」と定義されている⁸⁾。つまり、子どもが育つ家庭はどこなのかを決める作業で、以下のところ、その家庭とは子どもの安定とパーマネンシー（永続）感覚を可能な限り保つことのできる法的な親子関係のある家庭が最も望ましいとされている。

アメリカ全土で虐待やネグレクトなどの理由から家庭外で育てられる子どもの数は現在50万人以上いるが、政府は不必要的親子分離や子どもが里親を転々とだらい回しされることを防ぐため、1980年に「養子縁組・児童福祉法」(The Adoption Assistance and Child Welfare Act-AACWAと略す)を制定した。この法律は、子どもは「最も制約の少ない環境」で養育されるのが望ましく、一対一のかかわりや個別の対応に欠けがちな施設より家庭、それもできるだけ実の家庭で養育されるのが望ましいとしている。以来、保護の必要な子どもであっても、できるだけ実親から分離せずに

元の家庭に留める家族維持策を第一とするが、やむなく子どもを家庭外で保護する場合、子どもを実家庭に近い親族や里親家庭に措置した。そして、子どもが早期に家庭復帰できるよう積極的に家族支援サービス（親・子どもへのカウンセリング、ホームヘルパー、保育、親業クラス、親の就職、住居、経済的援助など）を提供し、家族再統合を短期間で（通常18ヶ月以内）推し進めるための「相当な努力」（reasonable effort）を州は行うことになった。

家庭外での保護を必要とする子どもは、里親や施設に預けられる以前に虐待やネグレクトを受け、心理的に大きな傷を負っていることが多い。こうした体験から、子どもは新しい里親や施設などの委託先で大人に対し懐疑的、無関心、回避的になり、安定した対人関係を結ぶことができず、結局はそこから飛び出すなどの問題を起こし、再び委託先を変わることになる。こうした悪循環を防ぐ目的で、クリントン政権は上記の AACWA を強化する法律、「養子縁組・家族安全法」(Adoption and Safe Families Act-ASFAと略す)を1997年制定し、より迅速に（子どもが家庭を離れてから12ヶ月以内で、遅れた場合は罰則規定がある）子どもにパーマネントな家庭を見つける努力を州に要請することになった。州は家族維持、家族再統合を推進する一方、家庭復帰の見込みの薄い子ども（親が精神病である、薬物中毒であるなど予後がよくないケース）の場合に、里親との養子縁組、親族のケアなど代替計画を同時に実行する処遇、コンカレント・プランニング（concurrent planning）を奨励するようになった。以下に詳述するのは、州の児童保護機関（社会保健サービス部）から委託されて里親事業を行う「ルーテル・ソーシャル・サービス」で展開される「コンカレント・プランニング」の取り組みである⁹⁾。

「ルーテル・ソーシャル・サービス」は、アメリカ全土に事務所を持つ民間の社会福祉サービス機関で、ルーテル教会の社会事業部として1944年に創設され、地域で一般住民を対象に個人・グループ・家族の支援を行ってきた。事業の財源は、主に「ユナイテッド・ウェイ」という日本の共同募金に近い団体からの補助金と一般からの寄付を基にしているが、里親事業などには委託費が州から下りる。例えば、アメリカ、ワシントン州のシアトル市近郊には4つのルーテルの事務所があり、20以上の機関でルーテルに関連するサービスを行っている。主なサービスは、養子縁組、里親、難民の里親、カウンセリング、離婚相談、地域のボランティアによる子育てひろば、昼食サービス、と幅広い。アメリカの場合、州の児童福祉機関（社会保健サービス部）はこのような民間の機関に子ども・家族のケースマネジメントや里親・養子縁組斡旋を委託しており、民間機関はきめ細やかで専門的なサービスを行うと定評がある。

『コンカレント・プランニング—パーマネンシー・プランからパーマネンシー・アクションへ』¹⁰⁾によると、家庭から離れて暮らす子どもの家族再統合サービスを提供しながら、万一に備えて代替計画も同時に進めるというのがコンカレント・プランニングである。このプランの作成には、担当のワーカーを始め、子供の実親も積極的に参加するが、共通の原則は以下のとおりである。

①早期の予後アセスメント

子どもの保護一ヶ月以内に、家族背景を調査し、親族、近隣などから支援が得られる家族か、孤立していく支援をどこからも期待できない家族か、区別を行う。子どもを家庭外に措置することになった原因となる問題を特定し、「子どもが家庭に戻るためにどのような変化が必要か」を明確にする。子どもが里親などに長期間滞在すること

は子どもの発達にはむしろよくなないと親に認識させ、このような状態が長期化しないよう親を喚起する。アメリカでは里親委託は短期間とみなされ、元の家庭に戻るか、親族による養育から監護権の移行、さらにガーディアンとなるか、あるいは養子縁組になるかいずれかであることを親に確認する。

②期間限定の親へのサービス

親は子どもを取り戻すために、いくつかの条件を満たさなくてはいけない。子どもに面会し子どもと再び暮らしたいと願う親には、様々なサービスが提供される。ケースによって異なるが、精神科やカウンセリングの受診、ペアレンティング（親業）クラスの受講、職業訓練などさまざまである。一方、親が子どもに興味を示さない、面会に来ない場合は、以下のような代替計画が進められる。

③代替計画

万一に備え、当初から機関は子どもの親族に里親・養子縁組の可能性を当たる。複数の措置変更を避けるためにも、子どもにとって望ましいのは、最初からパーカーマネントな家族になる可能性の高い親族や「パーカーマネンシープランニング里親」に委託されることである。この里親は、実親の条件が改善されず子どもが実の家庭に戻れない場合、養子縁組をするなどパーカーマネントな親になることを承知で子どもを養育する。子どもの家庭復帰をA計画とするなら、親族監護や「パーカーマネンシープランニング里親」は代替のB計画になる。この2つの計画があることは、親を始め関係者も十分承知している。親は子どもを取り戻すための条件に同意し、同意書に署名する。ソーシャルワーカーは親の行動の変化をきちんと把握し、記録し、次の処遇会議の重要な資料とする。

このように、コンカレント・プランニングの目

的是、「子どものアタッチメントとケースの特徴をつかみ、子どもと実親の心理的・情緒的健全さやケース記録に書かれてない情報を探し、期間内（原則として12ヶ月）に適切なパーカーマネンシープランが結論づけられるようにケース・プランを立てるための道具である」と記されている（5ページ）。以前のように、実親の治療、更正、家庭環境の改善を長期間待つばかりでなく、積極的に家庭復帰を推し進め、万一に備えてパーカーマネントな家庭を子どもに用意するという柔軟性に富んだ処遇である。家庭復帰を積極的に推し進めるか、あるいはパーカーマネントな代替家庭を探すかの比重は、それぞれの養育者と子どもとのアタッチメント関係の程度に比例する。子どものアタッチメント関係（ボウルビィの提唱する）の特徴を明らかにし、子どもにとって最も安定した関係の持てる養育者を選ぶことが重要となる。措置先の変更ができるだけ最小限に留める目的で、養育里親と養子縁組里親の境界を敢えてあいまいにし、里親が養子縁組しやすいように工夫している。日本でこれまで多かった養子縁組里親は、子どもの利益への配慮よりも、むしろ里親が子どもを養子にできるかできないか様子を見るという大人の利益に配慮したものという印象が強いが、改めて子どもの視点から養子縁組里親の意義について検討していく必要があると思える。

「パーカーマネンシープランニング里親」になるには、8週間（週に一度夜2時間）のグループ・ミーティングを含む研修を終えることが必須条件である。すでにオリエンテーション、個別面接を終えた数組の里親候補者がグループワークの形で集中的な専門の研修を受ける。プログラムは、実親と子どもとの交流をどのように促進していくか、児童虐待やネグレクト、性的虐待についての知識、アルコールや薬物の影響を受けて生まれた子どもの後遺症、子どもの喪失、離別、悲嘆をど

う扱うか、アタッチメントの種類やエリクソンなどの発達心理学の知識、親としての役割を確認する、など多岐にわたる内容である。最後に、里親になるまでのストレス、不安、期待をグループのメンバーと分かち合う。グループはすぐれたグループ・リーダーの指示を受けるが、そこでの発言は自由であり、メンバー同士、気づきあい、学びあう貴重な経験となる。子どもを実親に返すことを前提に養育し、実親を援助していくという役割を担う「パーマネンシープランニング里親」になるには、専門的な研修が欠かせず、子どもが委託されてからも担当ワーカーによる集中的なサポートが必要となる。

日本でも、新しく創設された専門里親を中心とした研修プログラムを計画・実施しているが、より専門的な研修と里親を支えるサポート体制が望まれる。

(2) ケーシー・ファミリー・プログラム (Casey Family Program)

ケーシー・ファミリー・プログラムは、1966年ユナイテッドパーセルという運送会社を経営するジム・ケーシー個人の基金で始まったフォスターケア（里親）プログラムで、2001年にはシアトル市を中心に全米14州、29ヶ所に支所を持つ有力な民間機関である。サービスの中核はフォスターケア（里親養護）サービスであるが、子どものパーマネンスを追及する目的で、家庭崩壊の予防、里親斡旋、委託後の里親・児童への相談、子どもの自立支援まで一貫したサービスを地域の実情に合わせて展開している¹¹⁾。

フォスターケアサービスの対象者には、長期里親、親族ケア、ガーディアンシップ（法的監護権に近い形）、養子縁組、そして実親が含まれる。筆者が訪問したシアトル市にあるケーシー・ファミリー・プログラムでは、里親・里子への長期的

援助を行っており（1ケース平均7年間）、97%の子どもは同じ里親に留まっているという安定度を示していた。長期にわたる援助が多く、最近は親族などにガーディアンシップとして子どもが委託されるケースが多い。ケーシーが援助の対象とする子どもは11歳以上の年長児が多く（平均年齢15歳）、心理的問題、問題行動、知的障害を抱えるが、カウンセリングやグループワークを提供することにより、心身ともに健康でたくましい大人に成長している。それぞれの子どもに合った処遇計画を検討するのは、家族会議（family conference）の場であるが、ここには子ども、実親、親戚、里親、専門家が出席して、皆で食事をしてリラックスした後子どもの問題を話し合うという。ケーシーの里親はケーシーが独自に開拓、研修、アフターケアを行うが、子どものケースは州の児童福祉機関であるDSHS（社会保健サービス部）から委託され、委託費が下りる。

ケーシーではすぐれた実践を行う他、実践の裏づけとなる実践理論を導くため、いくつかの調査研究を行ってきた。最近の調査¹²⁾では、要保護児童のアイデンティティーの発達、とりわけ人種的にマイノリティーの子どもたちには民族の誇りを持たせるアイデンティティーの形成がいかに重要であるかを証明した。この調査は、里親家庭に育った元里子や里親、ソーシャルワーカーへ面接し、子どものアイデンティティーの形成に何が重要なであったか、何が欠けていたかを詳しく調査した。

子どもが有能で自信をもった幸せな大人に成長するには、健全なアイデンティティーの感覚をもつことが不可欠である。両親と暮らす一般の子どもでも、思春期はよき生徒、よき友、よき息子（娘）、優秀なスポーツ選手、などと自分の果たすべき多くの役割に悩む年頃で、それらの役割を統一して自己を確立するかが課題となる。実親と離

れて暮らす要保護児童の場合、トラウマ体験や喪失体験があるため、自己の確立がさらに複雑になる。特に子どもが人種の異なる里親家庭で育つ場合は、自分と同じ人種・民族の役割モデルを見つけることが難しくなり、安定したアイデンティティーの感覚をもつことは容易ではない。アイデンティティーの形成過程にはいくつかの段階がある。まず子ども自身が安定したアタッチメント（愛着）を親やきょうだい、友だちと結べることが第一条件である。次の段階は、ある特定の人物を同一視し（identify）、自分がその人物に近づくよう努力する。そして、第3段階として、自分自身の固有のアイデンティティーを確立し、自尊心をもって社会に出て行く。さらに、多くの多様な人間関係を築き、アタッチメント（愛着）を増進していく、という繰り返しがみられる。子どもが人種的にマイノリティーである場合、アイデンティティーの形成過程で、できるだけ同じ人種・民族グループに属し、役割モデルを同じ人種の中に見出した場合の方が、差別をはねのけて強い自己を確立できることが調査結果から導き出された。移民の国であるアメリカ合衆国では、自分の人種・民族的背景を理解し、誇りをもつことが、自尊心につながることは容易に理解されるが、これまで要保護児童の実践モデルのなかではほとんど考慮されてこなかった。ケーシーではこの民族的アイデンティティー（ethnic identity）を子どもが獲得することが自立した大人になる大前提と定義し、実践モデルを提示している。

第一に、子どもに実親とできるかぎり交流させることであり、たとえ直接会えなくても、実親や家庭の状況、家族史について知る機会を与える。欧米では「生い立ちの記」と題した自分史を里親家庭に入る子どもに持たせることが、ソーシャルワークの実践として取り入れられている。子どもの実親、家族状況、子ども時代などがスナップ写

真を加えてつづられた冊子を子どもは里親と読み、里親がそこに書き加えていくことで、子どもの中で過去と現在がつながるわけである。勿論、里親が親族である場合は、子どもが家族、同じ民族について学ぶ機会がより多く与えられ、「生い立ちの記」などの作業がなくても子どもの精神的安定はある程度保たれる。第二には、里親が子どもに独自の人種・民族・文化について情報を与え、同じ背景を持つ子どもたちと交流させ、子どもに自分自身のユニークな背景について理解を高め、所属感を持たせる。第三に、子どもが差別・偏見に遭遇した場合、どのようにうまく対処できるかを具体的に教えていく。里親が親族である、又は子どもと同じ人種である場合は、日常の会話や生活場面で自然に体得できるが、異なる場合、里親は子どもと同じ人種の大人の協力を得ることなどの意識的な努力が求められる。

以上、欧米のパーマネンシープランニングと要保護児童のアイデンティティーの理念、そしてアメリカにある2つの民間機関の実践モデルを紹介したが、いずれも長年の試行錯誤から導かれた実践の知恵、調査研究から導かれた実践理論、児童の発達心理学の知見などが基礎となったモデルである。次に、これらのモデルの日本での援用について考えてみたい。

4 日本の要保護児童の処遇実践への援用

日本には平成12年現在、児童養護施設に28,448人の児童、乳児院に2,784人の乳幼児、情緒障害児施設と児童自立支援施設に2,655人の児童が入所している。一方、里親家庭に委託されている子どもは平成11年で2,122人と保護された子どもの全体の6%に過ぎない。欧米先進国では要保護児童の半数から70%位が里親に保護されるという事実と比較すると、わが国の要保護児童政策は施設

中心であったと言えよう。十年ほど前は、少子化の影響で施設の入所児童数が定員を割り、施設の経営が厳しかったこともあったが、近年は都市部を中心にどこの児童養護施設も満杯状態で、一時保護所から子どもを施設に送れないような状態が続いている。平成12年度中の入所理由を見てみると、父母の虐待が最も多く、父母の入院（精神病が多い）、父母の放任、破産などの経済的理由、父母の離婚などが続いて挙げられる。この背景には、社会的な問題として日本経済の長引く不況からくる生活苦、借金から夫婦関係が悪くなり離婚し、引き取った親も十分に養育できずに子どもを施設に預けるケースが増えている。夫婦が揃っていても、若年で子育てがわからず子どもを放置する、すぐにキレて子どもを虐待するケースが増えている、と分析できる。子どもの年齢を見てみると、12歳から14歳という年齢層が最も多く、思春期の問題とも重なり、施設ではどこも年長児の処遇に苦慮している¹³⁾。子どもの入所期間は、神奈川県の統計によると、1年から2年未満が多い一方、3年から5年未満が最も多い¹⁴⁾。ひとたび家庭外で保護されると、家庭の状況がよほど改善されない限り、家庭復帰は難しいことが伺える。アメリカのように親に対するカウンセリングなどが整わず、家庭の問題は短期では解決が難しい深刻なものであることが推測できる。

ある調査¹⁵⁾によると、虐待に関して児童相談所の認識と実際子どもを世話をしている施設の職員の認識との間にズレがあることが指摘された。実際は40%の子どもが施設入所以前に虐待とみなされるような経験をしていることが判明したが、児童相談所では虐待という認識を持ってはいなかった。年齢的にみると、5歳以下で施設に入所した子どもは虐待経験を持っていなかったのに対し、5歳から9歳では60%、10歳から14歳では70%が虐待を経験して施設に入所している。虐待体験を

持つ高齢児が増えたことが、施設の処遇を困難にしていると、調査は報告している。虐待体験が子どもに与える影響に様々な不適応行動が挙げられるが、万引き、無断外泊、シンナー吸引などの逸脱行動、暴力的行動、親密な人間関係の障害、自己中心、身体症状、偽成熟傾向、などが主な問題である。この調査では、入所措置の年齢は3歳児が最も多かった。乳児院からの措置変更で入所する子どもが多いのであろうが、強力な家庭復帰策あるいは里親委託が十分に協議されたかどうか、疑問である。イギリスの調査でも、一般に年長児と被虐待児は里親・養子縁組での不調が指摘されている。日本では、2、3歳までのアタッチメント（愛着）関係を作る最も重要な時期に、施設以外の処遇が考えられなかつたのか、というのが素朴な疑問である。

(1) パーマネンシー里親と養子縁組里親

アメリカのパーマネンシー里親に近い養子縁組里親について述べる前に、日本の里親制度を欧米のそれと比較して述べてみたい。日本では、上記で述べたように、里親委託児童の数が非常に少ない。平成11年度に約2,100人であった。一方、人口が日本の約半分に相当するイギリスでは、要保護児童58,000人中の65%に当たる38,000人が里親に委託されており、ドイツでも同じような割合である。里親委託の活発な背景には、児童心理学の知見、施設処遇の困難さが指摘されるが、欧米では要保護児童の委託先としてまず里親が選択肢として考えられている。ヨーロッパの中では、教会を中心とする施設処遇が主であったイタリアですら、2002年までに大型施設を撤廃しグループホームに切り替える法律が制定されている。日本で里親制度が活用されない要因に、血縁関係を重んじる日本の家族観が指摘されるが、それ以外にもいくつかの要因があると思われる。例えば、里

親制度を社会に普及させ、市民の理解を得るような積極的取り組みが政策として取り上げられなかった。里親事業は地方自治体ごと、さらに児童相談所ごとに熱心な所とそうでない所の差が大きく、国の児童福祉施策として強力に推進していくという姿勢が見られなかった、などいくつかの要因が挙げられる。現在、里親制度を見直し、里親の活用を図ろうとする背景には、増え続ける要保護児童、それも高齢児や被虐待児など処遇困難児の養育先の確保ということが考えられる。

平成14年9月に、厚生労働省より「里親認定に関する省令」が出され、「養育里親」、「短期里親」、「専門里親」、「親族里親」、の4種類の里親の役割と機能が新たに明確にされた。まず、従来からある「里親」を「養育里親」と位置づけ、特に年齢の高い子どもにパーマネントな家庭を保障する場としている。一年以下の委託で、親の病気、出産やレスパイトなどの理由で地域の子どもを一時的に預かる在宅サービスとして、「短期里親」は親への育児支援とも位置づけられる。次に、新たに創設された「専門里親」は、被虐待児を2年以内養育する里親として注目を集めている。専門里親になるには、元児童福祉施設職員など児童福祉に理解のある者という事が前提で、委託前には集中的な研修が義務付けられている。最後に、三親等以内の家族を里親として認めた「親族里親」は画期的な試みであるが、その運用には「児童の両親が死亡、行方不明、拘禁などの場合、」という条件がついており、どこまで活用できるかは未知数である。今回の法律改正の特徴は、里親を実家庭の代替ととらえ、子どものパーマネンシーを伸ばす場として位置づけていることにある。今や、アメリカやイギリスでは長期里親をあまり好ましい養護形態とみなしていないが、日本は逆にこの種類の里親を広めようとしている。それでも、施設での長期養護よりは里親での長期養育の方が、子

どもの所属感、アタッチメントの形成、安心感という点では優れているというのは明らかである。今回の法律改正で気になったことは、従来の里親で機能別に養育里親、養子縁組里親と別れていたうちの、養子縁組を最初から希望する里親の位置づけが不明瞭になってしまったことである。欧米で言うパーマネンシーの保障という観点からは、乳児の時から親に養育されることが困難で家庭引取りが望めないケースに関しては、長期里親より、早期に養子縁組を行う里親の方が子どもの将来の法的・精神的安定のためには利益になるはずである。しかし、今回の法律にはこうした意図は盛り込まれてはおらず、結果的に児童相談所で養子縁組の斡旋を積極的には行わなくなるのではないか、ということが危惧される。家庭裁判所の許可を要する6歳以下の子どもの養子縁組（特別養子縁組）を見てみると、里親が里子を養子縁組するというケースが一年全体の総数361件（平成10年）のうち83%を占める¹⁰⁾。大半は児童相談所の斡旋によるケースと思われる所以、従来の養子縁組里親制度は制度として残しておくのが望ましいと思われる。

さて、日本の養子縁組里親であるが、従来は児童相談所の斡旋で登録里親課程に委託され、親子関係の適応をみた6ヶ月後に家庭裁判所に6歳未満であれば特別養子縁組の申し立てをしていた（6歳以上は普通養子縁組）。児童相談所によって斡旋が行われる子どもは、1歳以上2歳未満が最も多いが、中には障害がないか確認するため3歳近くになる場合もあった。大阪、神戸の「家庭養護促進協会」や東京の「環の会」のような社会福祉法人が、児童相談所から紹介された子どもを自分たちの開拓した養子縁組里親に斡旋する場合もあるが、年齢的には乳幼児が多い。

いずれにせよ、アメリカの「ルーテル・ソーシャル・サービス」が行う「コンカレント・プラ

ンニング」にある「パーマネンシー・プランニング里親」を、従来の日本にある養子縁組里親に当てはめて考えた場合、いくつか踏むべき手順・手続きがあげられる。この種の養子縁組里親の対象となる子どもは、親の虐待、養育放棄、拘禁、失踪、精神病、薬物・アルコール依存などの問題を抱え、早期に家庭復帰が難しいということが前提である。第一段階として、施設などに保護した子どもと親への的確なアセスメントを行う。子どものニーズと親の意識・意向は普通隔たりがあるが、子どもの処遇を長期的に展望し、安定したアタッチメント関係を結べる環境はどこなのか、子どもにとってパーマネントな家庭はどこなのかをきちんとアセスメントし、処遇方針を立てることである。親には、家庭環境や親の養育態度が改まらなければ子どもを引き取ることは難しいときちゃんと説明し、親の努力義務を文書で明確にし、同意を求める。第二段階では、親の同意を得て、期間限定（1年位）で家庭環境が改善されるまで、子どもを養子縁組里親に委託する。その間、親は児童相談所や民間の専門機関で親業クラス、カウンセリング、グループワークを受ける。子どもは、児童相談所などで親と面会し交流を続ける。第三段階では、ある一定期間を決めて処遇会議を開き、子どもの家庭復帰、もしくは里親との養子縁組を決め、親の同意を得る。子どもが里親家庭から親の家庭に帰る際は、親との再統合がスムーズに進むように援助する。子どもが実親の元に戻った後の里親へのサポートも重要である。

こうした一連の「パーマネンシー・プランニング里親」委託と養子縁組を実現するには、親の同意をきちんととる法的裏づけが検討されなければならない、子どもの家庭復帰の条件となる親へのカウンセリングなどのプログラムを持つ社会資源も揃わなくてはならない。家庭復帰の可能性が相当ある場合でも、子どもの委託を引き受ける理解

のある里親の開拓、支援は特に重要である。そしてまずは、子どもと家庭、里親のニーズに敏感で、アセスメントをきちんと行え、親に友好的に働きかける、優れたソーシャルワーク実践がこのコンカレント・プランニングを推し進める鍵となるはずである。

(2) アイデンティティーの確立と親との交流

要保護児童の自立の前提となるもう一方の軸であるアイデンティティーの確立であるが、日本の児童養護施設などの実践ではあまり取り上げてはこられなかった。イギリスでは、里親家庭に保護されている子どもの利益（ウェルビング）を確かめるため、「子ども養護」評価基準表を2000年に導入した。評価表には、健康、教育、個人としてのアイデンティティー、民族的・文化的アイデンティティー、心理・行動面での発達、家族関係、社会的・仲間との関係、社会常識、身辺自立の7項目が挙げられている。個人としてのアイデンティティーはおおむね安定しており、里親を何度か変わった子どもはアイデンティティーの獲得がむずかしいと報告されている¹⁷⁾。一方、日本の施設養護のケア基準には、アイデンティティーの項目は見当たらない。入所児童のQOLを高める援助の項目では「生命の質」「人格の質」「人生の質」「生活の質」「魂の質」の5項目に分けており、「生活の質」には「人間関係の質」が含まれている¹⁸⁾。人間関係には当然離れて暮らす家族との関係が入っているが、夏休みや休日に家族の元に返す程度で、施設の中で意識的なプログラムが用意されているわけではない。又、新しく制定された「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年9月5日）の第4条で、「里親が行う養育は委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなけれ

ばならない」とあるが、具体的にアイデンティティの確立に言及してはいない¹⁹⁾。これは、日本人が民族的に単一に近いからという理由かもしれないが、思春期の子どもがぶつかる自分探しの援助を行うという視点がないのが残念に思える。

次に、アメリカの「ケーシー・ファミリー・プログラム」で行っている、アイデンティティを確立する援助は日本で適用できるのであろうか？アイデンティティ形成には自分の出生、生い立ち、実親、きょうだい、親戚、出身地、実家、について知ることが前提である。親や家族と直接会って交流できる場合はよいが、それが難しくても手紙、写真、ビデオなどを通して親子がお互いを知り、相互に交流できることが望ましい。施設の指導員や里親は、実家族についてできる限り多くの正しい情報を子どもに与えるのが基本的姿勢であるが、施設職員ですら子どもの入所の経緯を十分理解していない場合がケースによってはあり、子どものアイデンティティ確立に手間取ることがある。以前、フィリピンの児童養護施設から日本に住む里親に養子縁組前提で委託された10歳位の子どもがいたが、彼は「生い立ちの記」に相当する手作りの冊子を大切に持っており、そこには彼の実母、施設の子どもたち、保母やソーシャルワーカーなどの写真が載せられていた。日本の施設にいる子どもたち、特に家庭から施設に入所した子どもたちは果たしてこうした「生い立ちの記」を持つ機会に恵まれているのであろうか。家族に関する情報も断片的であり、自分がどのような状況で生まれ、どのような大人になるかわからず、不安なまま思春期を迎える子どもが相当数いるはずである。

施設によっては親との面会、外泊を奨励しているが、それはあくまで家庭復帰のことを考え大切なことであり、子どものアイデンティティの保全、形成という精神的自立につなげて考えてはい

ない。親に対して施設職員など周りの者は、実親を子どもの養育ができない、「困った親」と否定的に見る傾向があり、子どもはそれを敏感に感じ取ってしまう。親を否定的に見ることは、遺伝的・環境的に言って子どもが自身を否定的に見ることにもなり、自分に自信を持つことがあります難しくなる。

思春期の子どものアイデンティティ形成を助ける存在として、モデルとなる大人が必要となる。施設職員や里親、学校の教師など、周りにいる大人で子どもが信頼し、尊敬し、魅力を感じるモデルとなるような人物が見つかれば、子どもは落ち着き、目標を持って人生を切り拓くはずである。モデルとなる大人に出会ったか出会わなかったかで、子どもの将来が左右される場合もある。

以上、パーマネンシーとアイデンティティを追求するアメリカの実践を、日本の施設・里親処遇に援用することを考察してみた。今、各施設では毎年子ども一人ひとりに合った自立支援計画を立てなくてはいけないが、自立というと就職、日常生活技術、金銭管理など実際面に重点が置かれていた。しかし、その前に、子どもが自分自身に自信を持ち、自分の人生を自分で切り拓いて行くという強い意思を持てるような精神的アプローチが重視されるべきである。ある児童養護施設の卒園生に行ったアンケート結果によると、卒園後特に大切なこととして、「人間関係をつくっていく力」、「自信をつけること」、「日常生活の管理能力を育てる」、を挙げている。アンケートに答えた卒園生の6割が、自分は自立していないと答えており、今後の課題が残された²⁰⁾。

5 まとめ

子どもの幸福追求と自立支援の新しい理論と実践モデルを欧米の理念・実践の中に探ってみた。

文化・制度の違いはあるものの、子どもが安心して育つ環境づくりを社会全体で支援し、子どもの豊かな発達を保障したいという視点は普遍的であるはずである。

家庭外で保護される子どものニーズは、衣食住を中心とした基本的ニーズの充足から、愛され、大切にされる心理的ニーズの充足に重点が移ってきた。そして、子どもを単に保護するのみでなく、自立した大人として家庭、地域、社会に送り出すのが児童養護の目的に変わりつつある。しかしながら、日本では一部の熱心な専門家や施設の処遇があるものの、調査や事例の積み重ねから体系化された有効な処遇モデルが一般化されてこなかった。

本稿では、家庭外で保護される子どもの眞の自立をめざし、それに必要な対人関係を築く能力、柔軟にものごとを考える能力、自分自身に対する自尊心などをいかに子どもに身につけさせるかを考えてみた。ソブンが主張するように、その2つのポイントは、パーマネンスの感覚とアイデンティティーの獲得である。パーマネンス感覚の伸長には、一人以上の大人とアタッチメント関係を持ち、安心し、十分に愛され、愛することのできる環境が提供されなくてはならない。日本で一般的である大型施設の保護では、こうしたニーズを満たすことがむずかしいかもしれない。施設に代わり、グループホーム、里親などが考えられるが、欧米の実践からみると養子縁組を視野に入れたパーマネンシー里親なども十分に検討される必要がある。日本で里親希望者の多数を占めている養子縁組里親は、法的整備、研修等を充実させれば欧米の「パーマネンシー・プランニング里親」の役割を担える可能性がある。一方、子どものアイデンティティーの確立には、実親・家族との交流が最も有効的である。施設はできるだけ子どもに親や家庭の情報を与え、親子の関係改善を計るべ

きである。さらに、「生い立ちの記」のような形で子どもに自分の生まれや成育歴を理解させることも、養護実践技術の中に取り入れられてよいはずである。

子どもの心理的安定、自立心をめざす処遇を行うためには、しっかりした処遇理論と実践技術が必要であり、それを子どもに関わる施設職員全員、里親、児童福祉司、学校の教師、実親などが理解していなくてはならない。子どもの自立支援計画は、施設内処遇の枠を出て、関係者そして子ども自身にも共有されるものである。施設や里親を巣立つ子どもが、安心し自信を持って地域で自立するのを援助するためのネットワーク作りも重要である。

註

- 1) 座談会「今、児童養護施設が受けとめている子どもたち」『児童養護』第31巻 第2号 全国養護施設協議会 4-19
- 2) 岩崎美枝子「里親開拓運動の視点から期待する養護施設の役割」『児童養護』第24巻 第3号 全国養護施設協議会 4-9
- 3) ジューン・ソブン著、『児童福祉のパーマネンシーケースマネージメントの理念と実践』 平田美智子・鈴木真理子訳 筒井書房 1996 70
- 4) デイビッド・ハウ、『ソーシャルワーカーのためのアタッチメント理論—対人関係理解のカギ』 筒井書房 2001
- 5) ボウルビィ『母子関係の理論Ⅱ－分離不安』 黒田実朗他訳 岩崎学術出版 6-16
- 6) ジューン・ソブン、前掲書
- 7) Casey Family Programs "Connections"
- 8) Maluccio et al.1986 p.5 in Pecora,Whittaker et, "The Child Welfare Challenge, 2nd edition" 73

- 9) L. Katz, N. spoonemore, C. Robinson,
“Concurrent Planning: From Permanency
Planning to Permanency Action”, Lutheran
Social Service of Washington and Idaho
2000
- 10) ibd.,
- 11) Casey Family Programs “Connections”
2000
- 12) Casey Family Programs, “A Conceptual
Framework of Identity Formation in a
Society of Multiple Culture”, 2000
- 13) 『第55回 全国児童養護施設長研究協議会』
資料
- 14) 平成12年度『児童福祉施設に関する基礎調
査』報告書
- 15) 西澤哲、原田和幸、高橋利一『養護施設に
おける子どもの入所以前の経験と施設での
生活状況に関する調査』
- 16) 湯沢雍彦監修『養子と里親』日本加除出版
株式会社 2001 27
- 17) S. Bailey, J. Thoburn & H. Wakeham,
'Using the "Looking After Children"
dimensions to collect aggregate data on
well-being' in "Child and Family Social
Work" August,2002, Blackwell Synergy.
189 – 200
- 18) 工藤則光書著『情報開示・情報提供の現状
と今後に向けて』、『児童養護』 vol. 29, no.3
- 19) 厚生労働省令第115号『里親の認定などに
関する省令』、第116号『里親が行う養育に
関する最低基準』
- 20) 「「自立支援計画」を考える」浅倉恵一、峰
島厚編著『子どもの生活と施設』、132